

第5 カラオケボックス等に係る指導指針

1 目的

この指針は、政令別表第1(2)項ニ(以下この節において「カラオケボックス等」という。)に掲げる用途に供する店舗について、構造上、使用形態上の特異性を踏まえ、出火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等に係る具体的指導基準を定め、安全を確保することを目的とする。

2 適用範囲

この指針に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) カラオケボックス等
- (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物で、前(1)の用に供する部分((1)以外の用途に機能的に従属していると認められる部分に該当する部分を含む。)

3 収容人員の算定方法

- (1) 省令第1条の3の表中における防火対象物の区分において、「政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物」の「その他のもの」により算定するものとする
こと。
- (2) 留意事項
 - ア 「従業員の数」は、当該事業所に勤務する者の数をいい、正規・臨時を問わず、常時従事する者の数が最大となる時点で算定するものとする
こと。
 - イ 「客席の部分」とは、カラオケボックス等で遊興のために客が利用する個室部分をいい、通路、階段及び便所等の部分は含めないものとする
こと。
 - ウ 「固定式のいす席」とは、次に掲げるものとする
こと。
 - (ア) ソファ等はいす席
 - (イ) いす席の相互を連結した
いす席
 - (ウ) 掘りごたつ
 - (エ) 常時同一場所に置いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えない
いす席
 - エ 長い
いす席の正面幅を0.5mで除す場合は、一つ一つの長い
いす席について除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとする
こと。
 - オ 「その他の部分」の算定を行う場合は、個室(これに類する施設を含む。)ごとに行い、端数が出た場合には、切り上げるものとする
こと。
なお、個室が3㎡未満である場合には、1人として算定するものとする
こと。

4 安全対策

- (1) 出火防止に関する事項
 - ア 揚げ物調理を行う場合は次による
こと。
 - (ア) フライヤー等の厨房設備にあっては、調理油の温度が過度に上昇した場合

において自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等（以下「調理油過熱防止装置等」という。）を設けること。

- (イ) 調理用器具にあっては、調理油過熱防止装置等の安全装置付テーブルコンロ等を使用すること。ただし、火炎伝送防止用自動消火装置を「火炎伝送防止用自動消火装置の構造、材質、性能及び設備の基準」（平成 20 年 10 月 1 日消防局告示第 2 号）及び「火炎伝送防止用消火装置の構造、材質、性能及び設置の基準の運用について」（平成 4 年 8 月 24 日堺消本予第 982 号。以下「982 号通知」という。）に基づき設置した場合又は 982 号通知に基づきレンジ用若しくはフライヤー用簡易自動消火装置を設置した場合は、この限りでない。★
 - イ 天井面に埋込み照明器具を設置する場合は、熱的安全対策が講じられた器具（(一社)日本照明工業会規格の S 型の埋込み照明器具）を使用するよう指導すること。ただし、遮音・断熱のための材料が施工されるおそれのない天井裏の場合及び蓄熱を生じない施工方法により施工する場合は、この限りでない。★
- (2) 延焼拡大防止に関する事項
- ア 揚げ物調理を行う室の室内に面する壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。★
 - イ カラオケボックス等（天井が抜けてブース状となっているものを除く。）の出入口には常時閉鎖式の不燃性の扉を設けるものとし、のぞき窓を設ける場合は、線入り又は網入りガラスとすること。★
 - ウ 可燃性の装飾物品の使用は、抑制するものとし、使用する場合は、防災性能を有するものを使用すること。★
- (3) 避難安全に関する事項
- ア カラオケボックス等が存する階の居室については、当該居室の出入口から 2 方向避難（避難器具による階下への垂直避難可）を確保すること。★
 - イ 避難経路は単純なものとする。★
 - ウ カラオケボックス等内にテーブル等で客席が設けられた場合は、条例第 76 条の規定に準じた避難通路を確保すること。★
 - エ カラオケボックス等の関係者は、条例第 77 条の規定に準じて、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保すること。★
 - オ 各カラオケボックス等内には、条例第 79 条の規定に準じた避難経路図を掲出すること。★
 - カ 避難誘導に使用するための携帯用拡声器及び携帯用電灯を常備すること。★
- (4) 消防用設備等の設置に関する事項
- ア 屋内消火栓設備
屋内消火栓設備が設置される場合には、易操作性 1 号消火栓（政令第 11 条第 3 項第 1 号及び省令第 12 条第 1 項第 7 号へただし書の規定に適合するもの。）又は 2 号消火栓（政令第 11 条第 3 項第 2 号イ又は同号ロの規定に適合するもの。）を

設置すること。★

イ 自動火災報知設備、非常警報設備

カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、その警報音が通常の使用状態（ヘッドホン等を使用する場合は、その状態を含む。）において、他の警報音又は騒音と区別して聞き取ることができるように、第3章 第1節 第12 自動火災報知設備Ⅱ. 6. (7). イ及びウに掲げる措置を講じること。

(5) 防火管理に関する事項

消防計画の作成について、次の事項を内容に含めること。

ア 火気の使用の監督について

たばこの吸殻処理及びカラオケボックス等や厨房使用後の火気の見回り等火気の使用に関する管理の実施要領を明記すること。

イ 消防用設備等の点検及び整備について

前4. (1). ア. (イ) により火炎伝送防止用自動消火装置又はレンジ用若しくはフライヤー用簡易自動消火装置を設けた場合は、当該装置の点検要領等を明記すること。

ウ 自衛消防隊の編成について

従業者の勤務体系に応じて、迅速に避難口へ誘導できるように、当該建物の位置、構造等について熟知した者を避難誘導者にあてる旨を明記すること。